

人権について困ったことがあれば・・・
ひとりで悩まずにご相談ください

法務局・地方法務局の相談窓口

みんなの人権110番〔全国共通人権相談ダイヤル〕



ゼロ ゼロ みんな の ひやくとおぼん

0570-003-110

平日(午前8時30分～午後5時15分)

人権相談窓口〔全国の法務局〕

インターネット人権相談受付窓口



相談申込みは
こちらから

LINEじんけん相談



LINEの
友だち追加は
こちらから

Webサイト <https://www.jinken.go.jp>

※パソコン、スマートフォン等からご利用になれます。

アカウント名 法務局LINEじんけん相談

検索ID @linejinkensoudan

人権ライブラリーの御案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーを御利用ください。遠方の方でも、郵送等による貸出しも行っています。詳細は下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのウェブサイトをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL:03-5777-1919 FAX:03-5777-1954

Eメール library@jinken.or.jp

ウェブサイト <https://www.jinken-library.jp/>

開館時間 午前9時00分～午後5時00分(土日、祝日、年末年始は休館)

人権ライブラリー

けん さん
検索

令和6年度法務省委託

人権啓発教材

知っていますか? 障害者差別解消法 活用の手引き



— 全30分30秒 —

日本語字幕付き／副音声入り

監修

静岡県立大学 名誉教授

石川 准

企画

法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作

株式会社桜映画社

この作品のねらい

令和6年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）」の改正法が施行され、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。

この作品は、合理的配慮の提供や環境整備が求められる民間事業者の方を主な対象として、障害者差別解消法の目的や改正のポイント等について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）の情報を交えながら解説し、障害を理由とする偏見・差別の解消に向けた取組の重要性について理解を深めることを目的とした映像教材です。

目次

この作品のねらい	・・・ P1
DVDの内容・構成／ナビゲーター紹介	・・・ P2
「障害者差別解消法」とは	・・・ P3～4
「不当な差別的取扱い」について	・・・ P5～6
「合理的配慮の提供」について	・・・ P7～8
板書例	・・・ P9
ワークシート ①	・・・ P10
ワークシート ②	・・・ P11
ワークシート ③	・・・ P12
研修（講義）展開例	・・・ P13～14

必要な機材等

テレビモニター又は
プロジェクターとスクリーン
DVDプレイヤー（推奨）又はパソコン



DVDの内容・構成

1. プロローグ

●「障害者差別解消法」とは

- ・目的
- ・障害者差別解消法の改正のポイント
- ・不当な差別的取扱いの禁止
- ・合理的配慮の提供
- ・第5次障害者基本計画の位置づけ、基本的な考え方
- ・障害の社会モデル

2. 本編

●障害者差別解消法が禁止する差別とは

- ・不当な差別的取扱い
- ・合理的配慮の不提供

●「不当な差別的取扱い」について

- ・具体例の紹介
- ・インタビュー（当事者の声／若山英史さん）

●「合理的配慮の提供」について

- ・具体例の紹介
- ・インタビュー（家族の声／黒澤綾野さん）
- ・過重な負担の基本的な考え方
- ・環境の整備の基本的な考え方

3. エピローグ

●相談窓口のご案内

ナビゲーター紹介

小川 優（おがわ ゆう）

フリーアナウンサー、任意団体「障がいのアナ」代表。
大学卒業後、藤沢市立白浜養護学校の保健室に養護教諭として勤務。「障がい」という言葉の近くで生きる子どもたちと過ごす中で「障がいとは何なのか」「この子どもたちのもつ“素敵”をもっとシンプルに知ってほしい」と、2015年、幼い頃の夢であったアナウンサーに転身する。アナウンサー事務所所属後、現在はフリーアナウンサーとして、地元のコミュニティFMをはじめ、伝える専門家として活動する。

アナウンサーとして活動する傍ら、2016年よりスクールソーシャルワーカーとして県立高校にて相談活動・支援教育の整備にも携わる。2020年には任意団体「障がいのアナ」を設立し、障害や福祉の情報を伝えるウェブメディア「Ana Letter」を運営。記事掲載のほか、県内の高校や市民講座にて、共生社会に関する講演をおこなう。



「障害者差別解消法」とは

●目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」は、障害のある人もない人も分け隔てなく、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会「共生社会」をつくることを目指し、平成25年6月に制定されました。

「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害や、心身の機能等に障害があり、障害や社会の中の障壁によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。

●障害者差別解消法の改正のポイント

障害者差別解消法では、行政機関や事業者などに対して、障害のある人への①不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の提供を求めています。当初、事業者による合理的配慮の提供は努力義務にとどまっていたが、法の改正を受けて令和6年4月1日から義務化されました。

合理的配慮の提供が義務化された今、民間企業にもいっそうの法令遵守が求められています。

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 → 義務

出典：内閣府、「障害者差別解消法が変わりました！
令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました（リーフレット）」

●不当な差別的取扱いの禁止

障害者差別解消法では、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由にサービスの提供を拒否することや、サービスを提供する場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けられない条件を障害のある人にだけ付けることなどが「不当な差別的取扱い」として禁止されています。

●合理的配慮の提供

障害のある人は、社会の中にある様々なバリアによって困難を経験しています。事業者が提供するサービスのなかにも気づかないうちにバリアを生じさせていることがあります。障害のある人から、バリアを取り除くための何らかの対処を要望されたときには、負担が重すぎない範囲でバリアを取り除くために対応しなければなりません。

合理的配慮の提供 令和6年4月1日から事業者も義務になりました

- 障害のある人は、社会の中にある様々なバリアによって困難を経験しています。
- 事業者が提供するサービスの中にも気づかないうちにバリアが生じていることがあります。
- 障害のある人から、バリアを取り除くための何らかの対処を要望されたときには、負担が重すぎない範囲でバリアを取り除くために対応しなければなりません。



出典：内閣府、「障害者差別解消法が変わりました！
令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました（リーフレット）」

●第5次障害者基本計画の位置づけ、基本的な考え方

政府が毎年作成している障害者のために講じた施策の概況に関する報告書「障害者白書」の令和5年版には「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」と記載されています。

●障害の社会モデル

以前は、障害のある人が日常生活において制限を受けるのはその人に障害があるからであり、個人が訓練やリハビリによって障壁を乗り越えるべきである、と考えられてきました（「障害の個人モデル」）。

しかし、現在は社会が人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を作り出し、それが障害となっているため、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方（「障害の社会モデル」）が浸透してきました。

不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供はこの「障害の社会モデル」の考え方に基づくものです。



出典：法務省、「障害のある人と人権 誰もが住みよい社会をつくるために（改訂版）」（令和4年度）



「不当な差別的取扱い」について

障害者差別解消法では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止しています。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付けられない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することです。

● 不当な差別的取扱いの具体例



障害があるというだけで、障害の種類や程度などについて考慮することなく、サービスの提供を拒否すること



こどものように扱ったり、本人を無視して話を進めるなど、障害があるからといって言葉遣いや接客の態度を変えること



住宅の物件広告で障害があることを理由に入居を断るような内容を記載したり、入居後に障害を理由に退去を強要したりすること



車椅子、補助犬、その他の支援機器等の利用や介助者の付き添いなど、社会的障壁を解消するための手段の利用を理由にサービスの提供を拒否すること

● インタビュー(当事者の声)

若山 英史(わかやま ひでふみ)

19歳の頃にプールでの事故でけい椎を損傷して車椅子の生活になりました。車いすラグビーを題材としたドキュメンタリー映画を観て、その魅力に引き込まれ、車いすラグビーを始めました。現在は車いすラグビー日本代表選手の一人として活躍し、2024年のパリパラリンピックで日本初の金メダルを獲得しました。

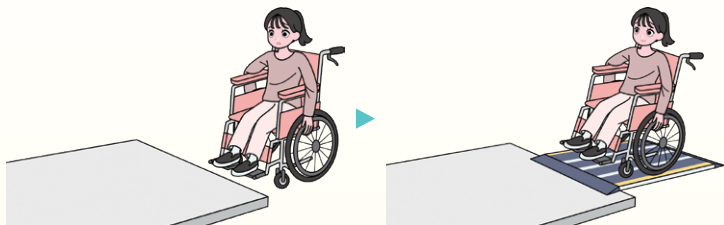


「合理的配慮の提供」について

障害者差別解消法では、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている意思表示があった場合、行政機関等及び事業者に対し実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮を提供することを求めています。

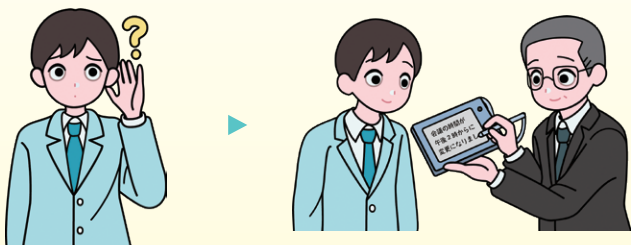
●合理的配慮の提供の具体例

①物理的環境への配慮



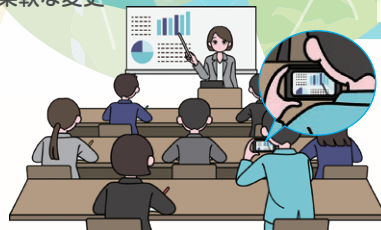
飲食店などで、^{からだ}身体の不自由な人から「段差があって自力で登れないので手伝ってもらいたい」と申し出があった場合、スロープなどを使って入店を補助します。

②意思疎通への配慮



職場で、難聴の人から筆談やタブレット型端末を使用したコミュニケーションを希望された場合、手話を用いたり、筆談用のスケッチブックに大きく見やすい文字で伝えたいことを書くなどして対応します。

③ルール・慣行の柔軟な変更



セミナーで、学習障害のある人から「文字の読み書きに時間がかかってしまうので、時間内にホワイトボードの内容を書き写すことができない」という申し出があった場合、書き写す代わりにスマートフォンやタブレット型端末などで撮影することを許可します。

●過重な負担の基本的な考え方

「過重な負担」の有無については、**個別の事案ごとに、以下の要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。**

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

出典：内閣府、障害者差別解消法が変わりました！
令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました（リーフレット）

●環境の整備の基本的な考え方

例えば、携帯スロープを導入することで車椅子でも自力で段差を登ることができ、施設をバリアフリー化することで個々の配慮をしなくても障害のある人が自由に施設を利用することができます。また、環境の整備には、職員に対する研修や対応マニュアルの作成など、人材育成や意識改革も含まれます。

●インタビュー（家族の声）

黒澤綾野（くろさわ あやの）

10才になる息子さんには自閉スペクトラム症と知的障害という特徴があります。言葉が遅い、目線が合わない、コミュニケーションが難しいなどのことから、2歳半のときに「自閉症」と診断されました。

現在は特別支援学校に通っています。



板書例

板書例①:「障害者差別解消法」とは

- 障害のある人は、社会の中にある様々なバリアによって困難を経験している。

障害や差別をなくすために



障害者差別解消法

- 改正のポイント

- 1.不当な差別的取扱いの禁止
- 2.合理的配慮の提供

障害のある人から、バリアを取り除くための何らかの対処を要望されたときには、負担が重すぎない範囲でバリアを取り除くために対応しなければならない。

- 全ての人にとって住みよい社会を実現するために

障害の個人モデル

個人が訓練やリハビリによって障壁を乗り越えるべきである



障害の社会モデル

社会が障壁を取り除いていかなければならない

板書例②:「不当な差別的取扱い」について

- 不当な差別的取扱いの禁止

障害者に対し正当な理由なく

- 財・サービスや各種機会の提供を拒否すること
- 提供に当たって場所・時間帯などを制限すること
- 障害者でない者に対しては付けない条件を付けること



障害者の権利利益を侵害

不当な差別的取扱いの具体例

- 受付の対応を拒否する
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- 障害者向けの物件はないと言って対応しない
- 盲導犬や介助者の付き添いを理由に入店を拒否する

板書例③:「合理的配慮の提供」について

- 合理的配慮の基本的な考え方

- 物理的環境への配慮 ●意思疎通への配慮 ●ルール・慣行の柔軟な変更

- 過重な負担の判断

- ①事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③費用・負担の程度
- ④事務・事業規模
- ⑤財政・財務状況

- 環境の整備の基本的な考え方

- バリアフリー化 ●人材育成や意識改革(研修や対応マニュアルの作成など)

ワークシート①:「障害者差別解消法」とは

- 「障害者差別解消法」はなぜ必要なのでしょう？

- あなたの企業(組織)で、「障害の社会モデル」の考え方を取り入れるとしたら何ができるでしょうか？

ワークシート②:「不当な差別的取扱い」について

●あなたの企業（組織）で「不当な差別的取扱い」に該当する例を考えてみましょう。

●上記に該当する例がある場合、あなたの企業（組織）では何ができるでしょうか？

ワークシート③:「合理的配慮の提供」について

●あなたの企業（組織）で「合理的配慮の不提供」に該当する例を考えてみましょう。

●上記に該当する例がある場合、あなたの企業（組織）では何ができるでしょうか？

研修(講義)展開例

これは研修時間60分を想定した展開例です。

全体の時間や参加人数など、状況に応じて変更してください。

項目/時間	内容	ポイント	用具
導入 (5分)	「障害者差別解消法」とは	今回の講義のテーマを提示する	ホワイトボード、マーカー
DVD視聴 (30分30秒)	全編再生	視聴にあたってのポイントを説明	テレビモニターまたはプロジェクターとスクリーン、DVDプレーヤー(推奨)またはパソコン
ワークシート (5分)	視聴した映像を元に、自分の企業(組織)を振り返りながらワークシートに記入してください。	視聴者の自身の考えを整理する	ワークシート、筆記用具
グループ 討議 (5分)	ワークシートに記入した内容について、グループで話し合ってみてください。	自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める	ワークシート、筆記用具
発表 (5分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表してください。	多くの意見を聞くことで、意義を深め、考えを定着させる	
まとめ (9分30秒)	今回の講義の内容を企業(組織)内での啓発にお役立てください。	障害者差別解消法についてまとめる	ホワイトボード、マーカー

これは研修時間90分を想定した展開例です。

全体の時間や参加人数など、状況に応じて変更してください。

項目/時間	内容	ポイント	用具
導入 (5分)	「障害者差別解消法」とは	今回の講義のテーマを提示する	ホワイトボード、マーカー
DVD視聴① (8分30秒)	①プロローグ 「障害者差別解消法」とは	視聴にあたってのポイントを説明	テレビモニターまたはプロジェクターとスクリーン、DVDプレーヤー(推奨)またはパソコン
ワークシート (5分)	視聴した映像を元に、自分の企業(組織)を振り返りながらワークシートに記入してください。	視聴者の自身の考えを整理する	ワークシート、筆記用具
グループ 討議 (5分)	ワークシートに記入した内容について、グループで話し合ってみてください。	自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める	ワークシート、筆記用具
DVD視聴② (8分30秒)	②障害者差別解消法が禁止する差別とは ③「不当な差別的取扱い」について	視聴にあたってのポイントを説明	テレビモニターまたはプロジェクターとスクリーン、DVDプレーヤー(推奨)またはパソコン
ワークシート (5分)	視聴した映像を元に、自分の企業(組織)を振り返りながらワークシートに記入してください。	視聴者の自身の考えを整理する	ワークシート、筆記用具
グループ 討議 (5分)	ワークシートに記入した内容について、グループで話し合ってみてください。	自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める	ワークシート、筆記用具
DVD視聴③ (13分30秒)	④「合理的配慮の提供」について ⑤エピローグ	視聴にあたってのポイントを説明	テレビモニターまたはプロジェクターとスクリーン、DVDプレーヤー(推奨)またはパソコン
ワークシート (5分)	視聴した映像を元に、自分の企業(組織)を振り返りながらワークシートに記入してください。	視聴者の自身の考えを整理する	ワークシート、筆記用具
グループ 討議 (5分)	ワークシートに記入した内容について、グループで話し合ってみてください。	自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める	ワークシート、筆記用具
発表 (15分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表してください。	多くの意見を聞くことで、意義を深め、考えを定着させる	
まとめ (9分30秒)	今回の講義の内容を企業(組織)内での啓発にお役立てください。	障害者差別解消法についてまとめる	ホワイトボード、マーカー